

保護者・生徒の皆様へ

保健室の利用について

令和6年6月26日
教頭

多くの生徒に保健室を利用してもらうために、下記の要領で保健室を運営していきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

保健室運営方針

- (1) 保健室利用は授業中の場合、1日につき1回を原則とします。2回以上利用する場合は、生徒自ら教頭へ事情を説明し、教頭・養護教諭間で当該生徒の保健室利用について連絡調整します。
- (2) 保健室利用時間の上限は、これまで同様に1コマ(時間)とします。
- (3) (1)及び(2)を超える場合は、生徒は以下の選択をしてください。
 - ①授業を受ける
 - ②教頭と面談をする
 - ③生徒支援部と面談をする
 - ④帰宅する
- (4) 保健室利用状況に応じて下記の対応を行い、生徒を支援していきます。
 - ①月 3回以上→教頭・生徒面談
 - ②月 10回以上→教頭・保護者・生徒面談※①を対応できない場合は直ちに②とします。
※保護者連絡は教頭から行います。
- (5) 上記をR6年7月1日(月)から当面の間、実施運営します。

以上となります。